

ベトナム阮朝の漢文訓條と民間におけるその受容

嶋尾 稔

ベトナムの儒教は、福沢諭吉や魯迅が行ったような近代的批判を経験していない。フランスによる植民地化・西欧化の中でいつの間にか古びてしまった。それに対してファム・クインやチャン・チョン・キムといったフランス派の近代的知識人は西洋古典に対応する東洋の古典として、あるいは西洋の科学的理知と補完しあう東洋の道德的直観として儒教の再評価を行い、それをベトナムの「国粹」とみなそうとした。⁽¹⁾ここにベトナムの伝統すなわち儒教という本質主義的理解が捏造されたとみて、かつてベトナムの非儒教性を強調する研究がなされたこともある〔Coke 1994; Taylor 2002〕。

それはいささか単純な図式的反応であろうと思うが、ベトナム社会に儒教がどの程度まで浸透したかという素朴な問いは依然として興味深い問題であろう。一九四五年に日本がフランスを排除して（一九四〇年・四一年より仏印に進駐し、日仏共同統治）ベトナムに「独立」を付与した際にチャン・チョン・キムを首相とする政府が作られるが、その政府が掲げた理念は「民為貴」であった〔白石一九九四・三一二〕。ホー・チ・ミンは革命道德を説くに当たって、儒教の徳目の枠組みに倣って党と革命に対する「仁義智勇廉」を語っ

た〔Nguyen 2013〕。ゴ・ディン・ジエム、ゴ・ディン・ニューの唱えた「人位説」は Emmanuel Mounier の Personalisme に基づくものだが、「人倫」との関係を指摘する見解もある〔Le 1971: 191 note6〕。これらはベトナムにおける儒教の持続性を示すものなのか。儒教的レトリックのアドホックな政治利用の復興に過ぎないのか。後者だとしても、統治者が利用できる文化資源として儒教は定着しているとは言えるのかもしれない。他方、一般人向けの道德としての儒教の息の長さも見逃すべきではない。佐藤トウイウエンの近年の研究〔佐藤 二〇一七〕は、『二十四孝』が十九世紀前半にベトナム語訳（字喃〔下記〕で記述）され、植民地化後に漢字漢文および字喃が使われなくなつてからもクオックグー（ローマ字）で表記された版が引き続き出版され続け、その動きが現在まで続いていることを明らかにした。

前近代ベトナムの公式文書と文学作品のほとんどは漢字漢文で書かれていた。王朝の民衆教化のための訓條もそうである。民間における漢字漢文教育がまず重要であった。とはいえ漢字漢文が読めないものが圧倒的であったと思われる。一方、ベトナム語表記のため

に漢字の原理を応用した字喃という文字が作られたが、漢字の素養が必要であり標準化・大衆化せず結局多くの住民は無文字状態であった。それでも字喃による漢文著作のベトナム語訳が無意味であったわけではなく、漢字の世界とベトナム語の世界の媒介者の補助として儒教の普及においても一定程度の役割を果たしたと思われる。その重要な事例としてここではベトナム阮朝（一八〇二—一九四五）の頒布した漢文訓條の民間におけるベトナム語訳を取り上げ、ベトナム王朝の儒教的教化と民間社会の關係について考察するための素材を提供することとしたい。それに先立ち、ベトナム儒教史の概要についても簡単な素描を試みる。

一 ベトナム儒教史への断片的導入

ベトナムにおいて儒教知識は科挙試験とともに社会の末端に普及したと考えられるのでまずその制度的展開の重要な点を押さえておきたい。又、孔子廟と經典について注目すべき点を見ておく。さらに儒教式国家の根幹に関わる天観についても触れておく。

一、科挙^②

ベトナムにおいて三年一比、郷試、会試、殿試の三段階制の科挙が定着するのは、黎朝（一四二八—一五二七、一五三二—一七八九）聖宗時代の光順四年（一四六三）以降のことである「陳一九八五・六四七」。三年一比は、紹平元年（一四三四）に一度定められた「陳一九八五・五七七」が、規定通り行われなかった^③。三段階制は陳朝（一二二五—一四〇〇）末の光泰九年（一三九六）

に始まっている「陳一九八四・四七一」。陳朝時代にも、天応政平十五年（一二四六）に七年一比の進士試験制度が定められている「陳一九八四・三三三」が、規定通り行われた形跡はない。とはいえず、元寇を経た十四世紀には従来国家を支えていた王族に代わって次第に科挙官僚が台頭してくる^④。

王朝による試験制度自体は、李朝（一〇〇九—一二二五）時代から始まっている「陳一九八四・二四八」が、回数も少なく不定期であった。官僚のリクルートの制度として確立したわけではなく、優秀な知識人を王朝が確保する手段であったようである。さらに儒教の試験だけでなく、儒・仏・道の三教の試験が行われたことが特徴的である「陳一九八四・三〇六」。この試験は陳朝初期にも行われた。その対象は「三教子【謂儒道釈各承其業者】」であり「陳一九八四・三二三」、儒教、仏教、道教をそれぞれ継承する者があつたらしいが、詳細は不明である。

十五世紀後半以降のベトナムの科挙制度で注目すべきは、社と呼ばれる行政村の役割である。社の規模に応じて受験者の定員が決められ、受験者の人物保証は社長が行った「陳一九八五・六四五—六四六、七七—七七二」。ベトナムの科挙は村に基盤を置いたものであり、村の「儒者」の役割が重要であった。

二、廟

ベトナムにおける孔子廟の建設は『大越史記全書』によれば李朝期の神武二年（一〇七〇）に始まる。このとき孔子、周公、四配の像が祀られたと記されている。大定七年（一一四六）にも孔子廟を建てたという記事があり、さらに陳朝期の元豊三年（一二五三）に

は国学院を建てて孔子、周公、亜聖の像を祀ったと記されている「陳一九八四・二四五、二九五、三三六」。⁶詳細は不明であるが、李朝、陳朝時代には、孔子だけではなく周公も祭っていたことは間違いないようである。十五世紀後半の文廟になると周公を祀ったとは記されていない「陳一九八五・六五二、七一七」。⁷中国では唐代に孔子のみを祭る制度が確立しているが、ベトナムはそれに倣わなかったようである。

十五世紀の初頭に一代限りの短期王朝（一四〇〇—一〇七）を起した胡季犛（黎季犛）という人物がおり、彼は陳朝末期に上皇に『明道』十四篇を上進している。原本は残っていないが、ごく簡単な概略が『大越史記全書』に載せられている「陳一九八五・四六七—四六八」。⁸それによると、周公を先聖とし文廟では正座に置き南面とし、孔子を先師として西面とするように彼は主張している。又、論語には四疑があるとし、さらに韓愈以降、朱子にいたる宋学の学者を痛罵している。これは同時代の国士助教段春雷から批判され、黎朝の正史の編纂者である呉士連から孔子批判の非常識をなじられている。胡季犛の著作が同時代の基準でも個性的なものであったことは確かなようであるが、周公を尊崇する伝統の名残を見ることが出来るのではなからうか。

三、經典その他

陳朝期には国士監で四書五経の教授が行われていたことが知られる「陳一九八四・三三六、三四八」が、明の永楽帝がベトナムを短期間支配していた所謂属明期（一四〇七—二八）に『四書大全』『五経大全』『性理大全』がベトナムに導入された「陳一九八五・

五一七」ことは画期的であつたと思われる。ただし、科挙試験の問題としては『大学』『中庸』は敬遠されたようである「佐世一九九九・三一四」。⁹

儒教の民間への普及が進んだ十八世紀には儒教の解説・翻訳本として『寿梅家礼』、『経史時務策学提綱』、『四書約解』、『春秋管見』などが現れた「Shimao 2011; 嶋尾二〇一一; 阮Nguyễn 2013」。¹⁰十九世紀には『五経節要演義』、『二十四孝演歌』、『嗣德聖製論語积義歌』などある。本稿で取り上げる明命帝の訓條発布後の明命二十年（一八三九）に『小学』が『子朱子小学全書』の名で刊行されていることは注目し値する。『小学』は植民地化後の成泰十八年（二九〇六）にも『子朱子小学略編』の名で刊行されている。¹¹

四、天

明命帝は、「人欲清尽、天理流行」「士希賢、賢希聖、聖希天」などと宋学的な常套句を吐いて見せる一方、国の大事は「祀」と「戎」であるとして、天地を祀る壇の在り方に意を用いている。¹²

明命帝の示した政治模範について、『貞観政要』に倣って（と言っても構成も主意も異なるが）『明命政要』なる書が編まれたが、その冒頭の主題が「敬天」であり、「天譴論」的内容が含まれている。疫病早魃に対して形式的に反省しているように見える事例もあれば、土砂の堆積で通行困難になったフエの沿海部の河口が神靈に祈願することで開通したことに対して「天人交感之間、倍增敬慎」と述べていることもある。¹³お天道様にお祈りする感覚も残っていたのかもしれない。この点、さらなる検討を要する。

二 ベトナム王朝の教化と社会的影響

一、十八世紀以前

阮朝明命帝の訓條について検討する前に、それに先行する時代の教化条例について瞥見しておきたい。

明の永楽帝の支配期に交趾等処承宣布政司が「申明教化榜文」「宣明教化榜文」を出しており、『安南志原』巻三が全文を載せている。明朝がベトナム方面の教化に関心を持っていたことが確認できる。『欽定越史通鑑綱目』巻二四景統二年（一四九九）秋七月条には、聖宗の定めた訓條二十四条をここに至って申明したことが記されている。註に『天南餘暇集』を引き、その全文を載せている。

その後、黎朝は莫氏の篡奪により一時中断し、中興後も北部の実権は鄭氏が握り、中部で自立した阮氏政權と断続的に戦争を行った。十七世紀の七十年代に内線状態は一旦終結するが、そのような展望の見え始めた景治元年（一六六三）に長文の「教化四十七條」が申明されている〔Trần ed. 1962〕〔陳一九八六：九七四〕〔陳一九九二〕。『欽定越史通鑑綱目』巻三三景治元年秋七月條によれば、社長が亭（村の集会所）に教条を掲げ、郷飲の日に男婦老幼を集めて講読・解説し勸善懲惡の主旨を明らかにすることで風俗を善良に導くよう規定された。十八世紀前半には北部ベトナムで農民反乱が多発した。『同』巻四一景興十二年六月條によれば、その時期の終盤の景興十二年（一七五一）に再び教化四十七條が申明されたが、黎末の混乱のなかで等閑視された。レ・フウ・ムックによれば、このとき字喃表記のベトナム語訳が作成されている〔Lê Hữu Mục ed. 1971: 92-93〕。

教化条例の村々への配布・講読、漢文訓條のベトナム語訳（字喃表記）の先例が黎朝期に存在することを押さえておきたい。

ここではよく知られている教条のみを挙げたが、これ以外にも王朝は折に触れて道德教化の条例を出していたものと思われる。氣が付いた一例を挙げると、保泰元年（一七二〇）八月に教化十條が頒行されている〔陳一九八六：一〇四七〕。

二、明命帝の訓條

阮朝はベトナム史上初めてシヤム湾岸から中越国境山地までを統一的に支配することになった王朝であり、その国家統合を慎重に進めた。都は中部のフエにあったが、建国当初はハノイとサイゴンに北城と嘉定城という地方統治機構を置いて分権支配を行った。明命帝も即位後しばらくはその方式に従ったが、明命十二年（一八三二）・十三年（一八三三）に両城を廃止して清朝モデルの中央集権体制への移行を断行した。これに対して北部山地からサイゴンまで全土で反乱が発生し、さらにシヤムの軍事進攻も惹起した〔嶋尾二〇〇一〕。明命帝が訓條を頒行したのは、それらの反抗がようやく沈静化しつつあるときであった。

1 訓條制定とその受容

ここで検討する主たる資料は、『大南寔録』の関係記事、『上諭訓條抄本解音（附演歌）』（ベトナム漢文字喃研究所蔵 AB555）、『上諭訓條』（ベトナム漢文字喃研究所蔵 VHv2485）、『聖諭十條演義歌』〔Lê Hữu Mục ed. 1971〕である。検討箇所は、末尾にまとめ掲載した。

以下、明命帝の訓條の公布とそのハノイにおける受容の一事例について検討してゆく。

1-1 制度

『大南憲録』によれば、明命十五年（一八三四）夏六月に訓條を中外に公布するに当たって、明命帝は無頼の徒が邪教や酒・賭博で愚かな民を誘惑するのを防ぐために民衆教化によつて醇風美俗を維持することが国家長久の至計であると表明している。その目的を達するために、「清国聖諭広訓」に倣つて訓條を明らかに列挙し、愚かな人民でもわかるように厳かだが飾り氣のない言葉遣いにするよう指示している（資料①）。

『上諭訓條抄本解音』によると、全国への公布に先立ち明命十五年五月十五日に上諭が出されている。そこには次のような指示が記されている。中央・地方の省長官（京尹、総督・巡撫・布政・按察）は「原送印本」を管轄下の村々に送る。また、府・県の学官及び該総・里長（複数行政村の長と行政村の長）に命じて礼部の送つた儀註に従つて士庶軍人に対して教条を定期的に読み上げて理解させる。家々で誦読を習慣づけ次第に人々が善に帰するようにする。これを具文と見なすことが無いよう体得させ美俗を実現し人々の幸福と国家の安定を図る（資料②）。

同資料によると、礼部の儀註は同年六月十九日に上奏された。諸規定のなかで在地社会にとって重要な点を拾い出してみる。まず所在の学舎・家塾の教師が上諭・訓條を写して学童に授けることを許可している。さらに次のような規定も見える。承天府及び各府・県・州の役所では春秋二孟月の吉日に、内外の公立学校においては四仲

月の朔日に会講を行う。村方で最初に上諭・訓條を受け取ったときには、村の知識人が原本を読み上げ、逐語逐条を丁寧の説明し、村夫・学童全員に理解させる。その後は四季月の朔日に会講を行う（資料③傍線部）。

村々の末端の庶民まで訓條の理解が行き渡ることを制度の目標としていることが知られる。

1-2 ハノイにおける積極的反応

この訓條が頒行されると、ハノイの民間人にこれに敏感に反応する人物が現れた。河内省懷徳府永順県安寧社の医師陳文義である。無名の人であり、この人物についてはハノイ郊外の医者という以外には何もわからない。『国朝郷科録』にもこの人物の掲載はなく、郷試にも合格していないようである。ただし、ちょうどこの年に同村から陳文洪（供と改名）という人物が挙人に合格している（『同』巻2）。もしかすると親族かもしれない。学業と全く無縁の村ではなかったことが窺える。

陳文義は、明命帝の公布した漢文訓條の散文版ベトナム語訳（「解音」）を作り、同年十一月吉日に刊行し、翌明命十六年（一八三五）正月十日には韻文版ベトナム語訳（「演歌」）を出版している。「解音」の跋文によるとベトナム語訳を作った意図は次のとおりである。訓條を家々に必ず理解させるという方針を受けて、家の子弟や村の児童と日夜誦読したが、その文意には簡単でないとところも多く、学識の浅いものは「訓詁」がないと理解できないと考えた。「解音」も「訓詁」の一種である。文意を考えて詳しく「解音」を作ったが、一家一郷の便に供せんと願うのみである（資料④）。「解音」の実際につ

いては資料⑥を参照されたい。ローマ字表記は筆者が付したものである。

韻文版ベトナム語訳には序も跋もなく、その作成意図は推測するよりほかない。阮朝期において六八体の韻文形式は『金雲翹』に代表される字喃文学の流行により一般化していたので、散文訳より親しみやすく口ずさみやすく覚えやすいということで、所期の目的により適うと考えられたのであろう。「演歌」の実際については資料⑦を参照されたい。ローマ字表記部分の太字は韻を踏んでおり、下線部は平仄の規則に従っている。

陳文義のこのような試みは、ハノイにおいてどのように受け止められたのであろうか。それを直接的に語る資料は見出していないが、全く無視されたわけではないことを示唆するのが、『上諭訓條』の出版である。この本は陳文義のベトナム語訳より若干遅れて明命十六年の春に出版されている。作者は不明である。韻文訳はなく散文訳のみである。その訳は陳文義のものと全く同じではない。とはいえ、大きく違っているわけでもない。漢文正文の割注として字喃表記のベトナム語訳を置く体裁も同じであり、似た本という印象は否めない。一種の模倣本とみなしてもよいのではないかと考える。もしそうだとすると、陳文義の発案になる訓條のベトナム語訳にはある程度の需要が存在し、模倣して出版する意欲を掻き立てるところもあつたのかもしれない。しかし、これ以外に模倣本は知られておらず、大評判を博したというわけでもなさそうである。

明命帝の訓條のその後の展開であるが、三十数年後の嗣徳二十三年（一八七〇）になって嗣徳帝によって訓條の韻文ベトナム語訳である『御製聖諭訓迪十條演義歌』が作られている。この皇帝は文人

趣味の人で、多くの著作をものしており、漢文のベトナム語韻文訳も得意であつた。おそらく内容的にも明命帝の訓條は依然重要なものと見なされたのであろう。この韻文訳は陳文義のものとは全く異なっており、影響関係はないと思われる。

2 訓條の解釈

陳文義の『上諭訓條抄本解音』は漢文にベトナム語訳を付すだけでなく、訓條正文が依拠している出典について註もつけ、読者の理解を深める工夫をしている。資料②⑤の傍線部分について注記がある。出典としては『書経』『周礼』『大学』『孟子』『易経』『論語』『礼記』『詩経』『忠経』が確認できる。

資料②の上諭の冒頭部分について具体的にしておく。注記は割注の中に記される場合と上部欄外に囲み記事の形で記される場合とその両方で記される場合がある。「孟春道人徇路」と「正月州長讀法」には割注のなかに「出書胤征」「出周礼」と記した上で欄外に「周礼地官。州長。各掌其州之教治政令之法。正月之吉、各属其州之民而読法、以考其德行道藝而勸之、以糾其過惡而戒之。属聚也。」と『周礼』の原文を引いている。『書経』胤征の「毎歳孟春、道人以木鐸徇于路」の方は訓條の宣読とは少し話が違うので引かなかったのかもしれない。これらの註によって明命帝の新制度が古典的な真正さを持つことが読者に理解されることになる。「興讓興仁」には欄外に「大学第九章。一家仁一国興仁、一家讓一国興讓」とある。「美成在久」には割注に「出莊子」とあるだけである。「善政善教」には欄外に「孟子尽心篇。善政民畏之、善教民愛之。」という引用が付されている。「恒道之貞」には割注に「出易恒卦」とあるのみで

ある。「深思富而後教之義」には割注に「出論語」とあり、欄外には「論語子路篇。冉有曰既富矣、又何加焉。子曰教之。」という引用が付されている。

明命帝の用いる儒教的イデオロムを民間の知識人も共有していたことが窺われる。このような民間の知識人の媒介を前提としてこの制度が成り立っていたと考えられる。

結びに代えて

ハノイの陳文義なる医師が村の子供たちにもわかりやすいように明命帝の訓條のベトナム語訳と註を作成したことを見てきた。実は明命帝自身もこの訓條を児童の学習入門に有益なものと考えていた節がある。明命十八年（一八三七）に河内布政の尊壽徳が、初等教育の順序を正し、『忠経』『孝経』から『小学』『四書』にいたり、さらに「五經子史」に進むようにさせることを提案した際に、その提案を現実的でないと否定し、「人倫日用之常」を正すことが最も大事であり、勸善懲惡に有益な本であれば何を学んでもよいとし、自分が先年頒行した教條に『忠経』『孝経』の大意は含まれていると自負している。

明命帝の訓條の公布に積極的に呼応する人がハノイに一人存在したことは確認できたのであるが、実はハノイ以外の状況については全くわからない。北部山地の中越国境地帯（タイ語系の住民）について断片的な情報が知られるのみである。明命十八年（一八三七）に訓條を「土音」に翻訳して村々に送る提案が認められているが、成果のほどは定かでない。

資料

① 「甲午明命十五年夏六月敕訓條于中外。

一曰敦人倫「……」

二曰正心術「……」

三曰務本業「……」

四曰尚節儉「……」

五曰厚風俗「……」

六曰訓子弟「……」

七曰崇正学「……」

八曰戒淫慝「……」

九曰慎法守「……」

十曰廣善行「……」

先是、帝謂礼部曰、固国係乎人心、而民俗必関乎教化、近来無頼之徒或導之以邪教、或誘之以酒博。愚蠹小民多為其所蠱惑。此盜賊所以不能止也。朕每念吾民未富、未可言教。惟経乱之余、人心稍已悔悟。乘此而教之、易於為力。爾部可做清國聖諭広訓大意、明列訓條、務在辞意莊雅、不必浮飾、使愚夫愚婦莫不知之。則可以反薄回醇、風俗帰厚、此亦国家長久之至計也」

『大南寔録』正編第二紀卷二二九…一a—八a。

② 「上諭。自古聖帝明王、以正道蒞天下、必以化民成俗為先務。身教言教、具有儀型。又慮民之觀感不一、視聽難齊、則設孟春道人徇路、正月州長讀法之制。用能家喻戶曉、興讓興仁、以臻雍熙悠久之盛。我国家肇基南服、神傳聖繼、二百余年。德意汪涵、美成在久。奉我

皇考世祖高皇帝大定之後、興學校以育才、頒條例以正俗。善政善教、浹于民心、恒道之貞、匹庶前古。朕丕紹鴻圖、率循大下。深思富而後教之義。向來綏彫撫瘵、降赦蠲租。拳拳以惠養黎元為念。雖未能使吾民咸臻富庶、然而涵養安佚、經今十有五年矣。教訓正俗、宣維其時。節經諭令諸地方廉訪孝順節義、一有奏上、即厚加旌賞。與夫賢良方正之士、亦命所在搜求。寔惟勸勵有方、以為人心風俗至計。重念民彝物則、具此知能、專室蓬廬必有忠信。其間誠樸醇厚、固不乏人。然亦有氣稟所蔽物欲所昏、是以不可無教。朕嘗閱刑部所上案宗、見有頑冥無知、輕犯憲網、誠可矜憐。朕心殊所不忍。且如無賴惡棍及狂狡不逞之徒、每有敢行不軌。隨即盡踏刑誅。此則順道之理諒已昭然。凡有耳目皆可聞知、固不待繁言而後曉也。第思儒民孔易當在平時、爰命撰訓迪之辭凡十條、頒行天下。再勅札部擬撰儀註、分送京外諸地方。爾京尹及諸督撫布按、各宜體朕此意、將原送印本、遍送所轄諸總里社村。並轉飭屬轄府縣學政及該總里長等、各遵部送儀註、遍飭士庶軍人將此等教條以時宣讀講明、務使家傳人誦、相規以成。日染月濡同歸于善。爾士庶軍人等切勿視為具文、必身體力行、胥然胥效。務期革薄從忠、薰成美俗、於以永迓天庥、咸蒙多福。爾庶民盡享春臺壽域、而朝廷亦得長治久安、則朕眷念爾等臣庶思以教育而成全之。一片苦心方不虛負矣。欽此。

明命十五年五月十五日」

『上諭訓條抄本解音』

③「札部臣等謹奏為遵諭撰擬儀註恭摺具奏仰祈聖鑒事。
(略)

茲臣等奉撰擬儀註逐款臚列謹奉呈進。如蒙俞允、請即由臣部恭錄一

體奉行頒給京外諸地方。再即抄錄併行分送府縣、轉錄送社民。各照內永遠遵行、俾會講之時儀文既肅、觀聽自孚、而後知所砥德勵行矣。再臣等有所思者。此次欽奉命撰訓條均要文從字順辭義坦明、原欲使人易曉。即凡臣庶之家教訓子弟、皆可使幼而學之、壯而行之。不特時其聚會、然後為可講也。茲擬請由各該地方官轉飭所在學舍・家塾聽各該師長等奉將上諭訓條傳寫以授童學。庶使得之養教之素而美俗可興矣。

(略)

嗣後、其承天府及各省府州縣衙、歲以春秋二孟吉日、其內外各該學臣以四仲月朔、照例奉行會講。仍遵依前次儀註辦理。

一各該社民接到府縣臣轉送原本、宜即由該長目或鄉紳等員轉飭社村內傳寫多分、仍於吉日會齊社村人民等于該社村會亭。正中間設紅案一、奉安欽送訓條原本、該長目鄉紳整備衣巾、趨廷行五拜禮訖、率民人等以次靜坐。該長目或鄉紳一人稍有文學通曉義理者、奉將原本宣讀。亦先讀諭語、次讀訓條。均逐句逐條講說義理。毋得草草說過、要十分明白、使村夫童學亦皆可曉。其在會預聽者亦須體認服膺、庶有實得。講完一遍奉安原本于案上。該長目鄉紳各趨廷行五拜禮而退。仍通飭各該社民等各要體認領會、胥相訓誨、毋得視為具文。

嗣後歲以四季月朔、照例会講、遵依前次儀註辦理。仍由府縣臣以時申飭總里按例奉行。若有疎懈曠廢寬出。聽該府縣員即將該總里長懲辦、以示警策。

明命拾五年陸月拾玖日題 (以下略)

『同』

④「聖訓十條頒行天下。必使家喻而戶曉者也。醫士義嘗與家之子弟

郷之耆童、日夕盟誦、然其中文義多未易曉、因念寡陋者非訓詁不能達。而解音則訓詁之流。乃據文按義、詳為解音。蓋欲便于一家一鄉而已。若夫博達者又何俟於繁解乎。

明命拾五年拾壹月吉日

河內省懷德府永順縣安寧

醫士 陳文義 謹書

『同』

⑤「敦人倫

夫人道莫先於明倫、君臣有義、父子有親、夫婦有別、兄弟有序、朋友有信。此人之大倫也。人倫明而後人道立。朕願臣庶軍民等皆知以敦人倫為重。仕者奉公履正而必尽其心。趨事赴功而不惜其力。為士者講學明道砥礪成才、以供國家之用。為兵農工商者樂業服勤安常守分。內以仰事父母俯育妻子。外以供租就賦好義急公。隸軍籍者勿離伍而苟逃、勿惰氣而不振。居平則練習技芸、有事則奮勇向前。為胥吏者勿舞文弄法、勿侵蠹小民。惟思夙夜咸勤、無廢公事。若夫事父母必以孝敬。處夫婦必以和順。兄弟則相愛而無乖爭。朋友則相信而無欺侮。忠經曰、君子守道、所以長守其庥。爾等信能如是、則彝倫攸叙、諸福咸臻。于以永迓昇平之治。煥乎臚哉。

正心術

夫心者人之本也。其心正則萬善所由生。其心不正則百惡所從出。可不慎歟。惟皇上帝降衷于下民、若有恒性。是以仁義禮智藹然四端。人之初生、無不固有。朕願爾百姓等各思恒守善心、存養良性。雖所業有不同、而向善則一。富者勿至於驕奢。貧者勿流於姦偽、勿遷於

利誘、勿陷於惡習。苟有一言之不正一行之不善、必知愧恥於心、深自改悔。樂善好義以保其生、辟惡去邪咸歸于正。若不思儆省、淫僻邪穢無所不為、到此陷于刑章、噬臍何及。書曰、惠迪吉從逆凶、惟影響。夫朕教養萬民、樂觀爾等之成、而不樂見爾等之罹于咎也。爾等其慎思之。

(三條から六條まで省略)

崇正學

夫學者所以學為人。故天下不可一人無學、亦不可一日無學。而其所以學尤不可不正。朕願爾兆姓等務崇正學講明人倫。堯舜之道孝弟而已。孔孟之教仁義為先。是皆所當講也。若夫一切左道異端勿為其所誑惑。爺蘇之說尤為無理。甚至男女混淆行同禽獸、煽奸樹党自陷刑誅。此其壞教數倫尤不可信。其有業為所誘當速改除。凡冠昏喪祭必循國禮。苟不惑於他岐自能歸於正道。夫業為士者誦習詩書自知義理。至於兵農工賈豈必皆能讀書識字。然其見人之善言悅而從之。見人之善行效而為之。秉彝好德不失本心。入足以事父兄、出足以事長上。聖賢之學亦不外是。孟子曰、息邪說、距詖行、放淫辭。朕啓誨諄切本欲嘉惠我民。爾等其敬聽之。

(八条から十条まで省略)

『同』

⑥「喂道馭拯之躋欣蒸糊踳堦、希碎於固義、砑琨於固親、嫡重於固積禮、嬰婉於固次序、輒伴於固信、意羅烝躋奇馭丕、躋馭糊麻輦道

昇殿。Ôi đạo người chẳng gì trước hơn chung sáng đáng bậc, vua tôi ở có nghĩa, cha con ở có thân, vợ chồng ở có riêng rẽ, anh em ở có thứ tự, bạn bạn ở có tín, ấy là chung đáng cả người vậy; đáng người sáng mà sau đạo người dùng]

『上諭訓條抄本解音』

フオントの都合で資料とは字体を変えたところもある。下同様。

⑦「敦倫次一計黠

Đôn Luân thứ nhất kế ra

係浪人道耀囉明倫

Hễ rằng nhân đạo trước ra mình luân

畀時固義君臣

Người thì có nghĩa quân thân

畀罷時沛固親買囉

Cha con thì phải có thân mới ra

婦重頑固別離

Vợ chồng riêng có biệt ra

英婉固次伴和固信

Anh em có thứ bạn hòa có tín

倫常包糊如印

Luân thường đã sáng như in

蹲蹴至坦凭駢立身

Đàng trong trời đất vững bền lập thân]

『上諭訓條抄本演歌』

文獻

Cooke, Nola. 1994. "Nineteenth-Century Vietnamese Confucianism in Historical Perspective." *Journal of Southeast Asian Studies* 25-2.

Lê Hữu Mục ed. 1971. *HUÂN DỊCH THẬP ĐIỀU*. Sài Gòn: Tủ Sách Cổ Văn Tỳ

Ban Dịch Thuật.

Nguyen Nam. 2018. "The Noble Person and the Revolutionary: Living with Confucian Values in Contemporary Vietnam." R. T. Ames & P. D. Hershock eds. *Confucianisms for a Changing World Cultural Order*. Honolulu: University of Hawaii Press.

Phạm Quỳnh. 1918. "Cải văn đề giáo dục ở Nước Nam ta ngày nay bàn về bộ HỌC CHÍNH TÔNG QUI." *NAM PHONG* 12.

Polyakov, Alexey. 2013. "Khởi đầu sự phát triển nho giáo ở Đại Việt." *NGHIÊN CỨU LỊCH SỬ* 443.

Shimao, Minoru. 2011. "Confucian Family Ritual and Popular Culture in Vietnam." *Memoires of the Research Department of the Toyo Bunko*. 69.

Taylor, K. 2002. "Vietnamese Confucian Narratives." Elman, Duncan & Ooms eds. *Rethinking Confucianism*. Los Angeles: University of California.

Trần Khai Văn ed. 1962. *LÊ TRIỆU GIÁO HÓA ĐIỀU LUẬT*. Bộ Quốc Gia Giáo Dục Xuất Bản.

Trần Trọng Kim. 1992. *NHO GIÁO. TH. HỒ Chí Minh*. Nxb. THHCN.

上田新也. 二〇一九『近世ベトナムの政治と社会』吹田：大阪大学出版会.

阮俊強 (Nguyễn Tuấn Cường). 二〇一三『文字、語言と思想的本土化：関于古代越南儒家經典翻訳問題』『中国学』(上海人民出版社) 第三輯.

小島毅. 二〇一九『儒教の歴史』東京：山川出版社.

桜井由躬雄. 一九八七『ベトナム村落の形成』東京：創文社.

佐世俊久. 一九九九『ベトナム黎明前期における儒教の受容について』『広

島東洋史学報』四、

佐藤トウイウエン・二〇一七、『ベトナムにおける「二十四孝」の研究』

東京・東方書店。

嶋尾稔・二〇〇一・「タイソン朝の成立」『岩波講座 東南アジア史 第四卷』東京・岩波書店。

嶋尾稔・二〇一二・「ベトナムにおける家礼の受容と改変…祝文を中心に」

吾妻重二・朴元在編『朱子家礼と東アジアの文化交渉』東京・汲古書院。

白石昌也・一九九四・「王権の喪失」土屋健治編『講座 現代アジア 1

ナショナルリズムと国民国家』東京・東京大学出版会。

陳荊和編校・一九八四・『校合本 大越史記全書（上）』東京・東京大学

東洋文化研究所附属東洋学文献センター。

陳荊和編校・一九八五・『校合本 大越史記全書（中）』東京・東京大学

東洋文化研究所附属東洋学文献センター。

陳荊和編校・一九八六・『校合本 大越史記全書（下）』東京・東京大学

東洋文化研究所附属東洋学文献センター。

陳荊和・一九九二・「黎朝の教化條律四十七條について」『創大アジア研究』

一三、

陳文・二〇一五・『越南科举制度研究』北京・商務印書館。

桃木至朗・二〇一・『中世大越国家の成立と変容』吹田・大阪大学出版会。

八尾隆生・二〇〇九・『黎初ヴェトナムの政治と社会』東広島・広島大学出版会。

注

(1) アルベール・サロー総督の協同主義的な仏越提携論を受けてベトナムの対仏協力的知識人のなかに東西融和論を唱える動きが生じた。そこではベトナムは北（中国）に対する南ではなく、西に対す

る東（儒教文化圏）として表象される。[Pham 1918:341-342] [Trần 1992:xxii-xxvii]

(2) ベトナムの科挙の専論としては「陳 二〇一五」

(3) 15世紀の中国式国家確立の複雑な過程、特に文人と武人（開国功臣）、および功臣間の抗争については「八尾 二〇〇九」

(4) 陳朝政治史の展開については「桃木 二〇一一」

(5) 社の成立・展開については「桜井 一九八七」「上田 二〇一九」

(6) 『越史略』は二〇七〇年の文廟建設を記さず、一一五六年に「国威行宮及孔子祠」を建設したとのみ記す（大定十七年冬十月條）。十九世紀後半に作られた『欽定越史通鑑綱目』大定十七年冬十二月條は、李朝初期には周公と孔子を合祀していたが、一一五六年に別に孔子廟を立てたという解釈を取る。ポリヤコフは『大越史記全書』の記述に疑義を呈している [Polyakov 2013]。

(7) この点についてはシンポジウム時に小島毅氏より御教示賜った。「小島 二〇一七：九五」

(8) いずれも子路が孔子の行動に疑問を呈した箇所である。ここにも胡季犛の儒教観の傾向を見ることができよう。ベトナム知識人の儒教認識を考える上で念頭に置くべき事例のようにも思える。

(9) 「嗣徳三年議準、據礼部原議、第一期題目請用四書二題五言排律詩一題」「郷試限以六韻、会試限以八韻」、且大学中傳義理淵微、非有研究工夫、何能会得。士子既以此為難解、場官亦鮮有以此為試題、而聖門伝授之格言不復加心理会。請試題須用大学或中傳一題、論語或孟子一題、母得偏用論孟二書。以振士習而明正学」『欽定大南会典事例』卷一〇六・二 a b、礼部、科挙、命題規式。

(10) 科挙の参考書であるが、元代の著作である。何故この本が十八世紀ベトナムで刊行されたのか、不明である。この本は国会図書館が蔵している (W951-6)。

(11) 両書ともベトナム国家図書館のサイト (<http://hamnom.nlv.gov.vn/>) で画像をみるることができる (R.1478, R.1192)

(12) 「帝與群臣論及理学、曰聖人豈異於常人哉。迹其所為亦不過日用常行而已。但能人欲淨尽、天理流行、便可做到聖人田地。古語云、士希賢、賢希聖、聖希天。豈非聖人可學而至邪。(略) 又曰、国之大事在祀與戎。黎鄭之世郊壇構屋以祀天地。此何典礼、其不足徵也明矣。」「大南寔録」正編第二紀卷四二・八b—九b、明命七年十一月条。

(13) 「明命元年六月、河僊・永清「今永隆」・定祥疫大作。広治・広平・又安・清葩「今清化」久不雨。命所在虔禱之。帝謂群臣曰、朕即位以来兢兢業業、惟恐未合天意。今旱疫為災。母乃上帝儆予之不德歟。吏部尚書阮有慎奏曰、天災流行、自古有之。王者遇災、知懼增修德政、則災転為祥矣。」「明命政要」卷一・一a b。

「明命四年、順安海口、因風潮激湧砂礫全起、港道為之窄淺、船舶難行。帝令絵図進覽。乃於図上硃書、大水流通深十余尺折如所願等字。纔數日此處疏通広十数丈深丈余。

帝謂礼部曰、一念之誠、幸叨靈貺。朕於天人交感之間、倍增敬慎。」「同」卷一・四b 5a。

(14) 「河内布政尊壽德請安摺言、今之學者率多躐等。自少已習為文章、不知循序而進。請凡人民子弟七八歳、教之、先讀忠經孝經以至小学四書、然後繼講五經子史、肄習卒業以正士風。帝曰、古之為教、八歳入小学、十五歳入大学、固有序也。惟士習民風一番釐正不外乎人倫日用之常。年前教條頒示、無非教忠教孝之大端、求之忠經孝經之旨、不外是矣。況人之為學、開卷有益、何書而不可讀。善可為鑒、惡可為戒。便是學也。若不好學之人則雖日誦忠經孝經亦何益乎。朕欲以身率下使吾民皆知孝弟忠信節義廉耻。潛消傲慢之風。各有君子之行、同為善俗、方為貴耳。今只慮其士多躐等、習為文章。遽欲使之盡棄向來之所素習、而循夫小学之序則事驚於創見、勢阻於憚難。或有無書可讀。將至於廢學。曷若

仍旧之為愈也。」「大南寔録」正編第二紀卷一八四・八b—九b、明命十八年秋九月条。もつとも家塾の教師の水準にはばらつきがあったと思われる。同時期に清国からベトナムに漂流した蔡廷蘭が出会った教師の塾はかなりの水準であつたようである。「十一月」二十日。有塾師陳興道以詩招飲。閱兒童所誦四子書、經史、古文、詩賦、與中国同。皆写本。又人置一磚、塗泥水以竹筆作字、悉粗劣(筆墨最少、字字無法帖)。或持紙掌上作草書、甚捷。陳君頗通經史、知詩、人呼翁柴(呼先生謂柴)。」蔡廷蘭『海南雜著』(台灣文獻叢刊) 九頁。

(15) 「高平省臣奏言、属轄石林県河広・通農二総丁田之數、雖属無多、而山林広漠、路出多岐。請照隨地里遠近、分為四総「河広・広疇・通農・良能」。総設該総一。俾承辦易於週顧。又、轄民土儂相雜、言語不同、能識漢音者少。向來講說訓條、聽之者隨得隨失。請応從其易知、訳土音、送諸社村各一本、俾相傳習。許之。」「大南寔録」正編第二紀卷一八七・一九b—二〇a。明命十八年冬十二月条。